

教育支援基金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の有する教育支援基金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、教育支援基金を設けることができる。

2 教育支援基金は、教育支援助成事業を行うための基金である。

(積立)

第3条 教育支援基金に積立を行うときは、理事会の決議を受けなければならない。

(運用)

第4条 教育支援基金の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 国債、地方債及び政府保証債
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用益)

第5条 教育支援基金から生ずる運用益については、教育支援助成事業に使用し、または教育支援基金に積立てるものとする。

(取崩)

第6条 教育支援基金は、教育支援助成事業の資金に充てるため取り崩すことができる。

2 前項の規定のほか、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、教育支援基金の全部または一部を取り崩すことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年3月31日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に、この法人の有していた東日本大震災義援金及び心のきずな61に係る資金は、施行日において、これを取崩し、教育支援基金に組み入れることとする。
- 3 この規程は、平成25年4月31日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年6月21日から施行する。